

## 太陽 ASG 拝啓社長殿

経営者のための財務情報 第 445 号

この資料は全部お読みいただいて 125 秒です。

今回のテーマ： 事業承継～対策の必要性和未公開企業の M&A

### 事業承継に関する調査が示す課題

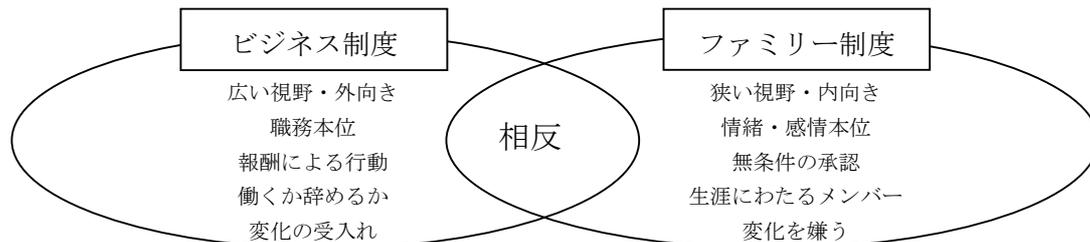
さらなる経済の活性化には足腰を支える中堅・中小企業の復活が不可欠です。今、オーナー経営企業の事業承継問題が再び注目されています。

信金中金総研の事業承継調査によると、8割の中小企業が事業承継を経営問題と認識。50%を超える企業が対応に着手していないという結果が出ました。事業承継の問題としては、事業の将来性、取引先関係の維持、後継者問題、自社株式の相続税対策が上げられています（2007年10月調査）。

11月に太陽 ASG グループが実施した従業員 100～750 人規模の企業への調査では、オーナー系企業の後継者問題について「ファミリーに適当な人材がいない、第三者に会社を譲りたい」企業が 26%、相続税対策について「納税に不安を抱える、具体的対策がない」企業が 33%に上りました。

### 事業承継問題の矛盾点ー利害相反する「経営の承継（ビジネス）」と「資産の承継（ファミリー）」

事業承継問題は「経営の承継」と「資産の承継」に大別されます。経営と資産は必ずしも同じ人に承継されるとは限りません。ビジネス制度の論理と情緒が優先するファミリー制度には相反する側面があります。その間の調整が必要になります。



### 未公開企業の M&A について認識に変化も・・・

ファミリーの中に適当な後継者がいない場合、経営を第三者に承継「自社株式を第三者に売却」し、その売却代金「資産」を相続人が承継する方法「M&A」が考えられます。未公開企業の M&A については、従来、中小企業には馴染まないとする向きや伝統的事業の放棄など負のイメージがありましたが、事業の拡大や従業員の雇用確保、取引先関係の維持等の肯定的な考え方もあり、その活用によるメリットについての認識が変わりつつあります。

### 事業承継に関する税制改正案

今年の税制改正大綱で、非上場株の「相続税の納税猶予制度の創設」が盛り込まれました。株式の継続保有と 5 年以上の事業継続を条件に「事業承継相続人（過半数を保有する同族関係者の中で筆頭株主である後継者）が相続により取得した議決権株式は、課税価格の 80% に対応する相続税を納税猶予する」というものです。もっとも、本法案が順調に成立した場合でも、相続税額の猶予を受けられる相続人は筆頭株主だけです。事業承継相続人以外の方が相続する自社株式には、種類株式等の検討など、事前の対策が求められます。

**お見逃しなく！**

### 急拡大する M&A 市場と未公開企業の M&A

M&A 仲介会社レコフの統計によると、2006 年のわが国企業の M&A 件数は 1996 年の約 5 倍。しかし、多くの未公開企業の障害は、自力で譲渡先を見つける必要があることでした。大企業によるコア事業強化のための買収や地域企業による成長戦略としての M&A の活用の増加に伴い、M&A への心理的抵抗が減少し、未公開企業の M&A 仲介業務を行う機関が増えてきました。